

元 国 際 第 1 6 7 号

関税割当公表第EU14号

令和元年度の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定  
に基づく無糖ココア調製品（チョコレート原料用）の関税割当てに  
ついて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第5条の規定に基づき経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU協定」という。）に基づく割当ての対象となるココアを含有する調製食料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2kgを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2kgを超える容器入りの又は直接包装にしたものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。）のうち、チョコレートの原料として使用するもの（以下「EU産無糖ココア調製品（チョコレート原料用）」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和元年6月25日

農 林 水 産 省

## 記

### 第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

#### 1 割当対象物品

EU産無糖ココア調製品（チョコレート原料用）（日EU協定 附属書2  
—A 第3編 第B節21に掲げるTRQ-20のココアを含有する調製食  
料品であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1806.20

号の2の(2)に掲げる物品のうち、関税割当制度に関する政令別表第1806.20号の項で定める数量以内のもの以外のもので、チョコレートの原料として使用するもの)

2 割 当 数 量 526トン

3 通 関 期 限 令和2年3月31日

## 第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省食料産業局食品製造課

## 第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

## 第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

### 1 提出期間

(1) 令和元年7月23日(火)から同年7月29日(月)まで

(2) 令和元年11月19日(火)から同年11月25日(月)まで

ただし、これらの期間にあっては、それ以前の期間に行われた申請に対する配分において生じた残量及び各期間の開始日の3週間前の火曜日(火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。)の午後4時までに返納された関税割当証明書における残存数量の合計が商業上実施可能な数量として1トン以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、各期間における配分の実施の有無及び実施する場合の配分可能数量(上限)は、各期間における配分の実施の有無及び実施する場合の配分可能数量(上限)にあっては、各期間の開始日の2週間前の火曜日(火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。)の午後2時までに農林水産省ホームページ(以下「当省ウェブサイト」という。)

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff2.html>)において公表する。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで(行政機関の休日を除く。)

## 第5 関税割当申請者の資格

関税割当申請書を提出する日において、チョコレートの製造設備を有する

者であって、割当てを受けたEU産無糖ココア調製品（チョコレート原料用）をチョコレートの原料として使用することが確実に認められる者

## 第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の月別のチョコレート生地製造実績数量等一覧表、無糖ココア調製品等使用実績数量等一覧表及び国産粉乳（チョコレート生地向け）の調達実績一覧表（別記様式1、2及び3）
- 2 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間の月別のチョコレート生地製造計画数量等一覧表、無糖ココア調製品等使用計画数量等一覧表及び国産粉乳（チョコレート生地向け）の調達見込み一覧表（申請時までの輸入実績を含む。）（別記様式4、5及び6）
- 3 下記の書類及び資料
  - (1) チョコレート製造の工場名及びその所在地を記載した書類
  - (2) 工場配置図（縮尺：千分の一）
  - (3) 製造機械配置略図（縮尺：百分の一）
  - (4) 工場工程見取図
  - (5) チョコレート製造機械設備一覧表（別記様式7）
  - (6) 法人の登記事項証明書（原本）、個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）

ただし、「平成30年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて」（平成30年3月9日付け29国際第1115号関税割当公表第69号）、「平成30年度のオーストラリア産無糖ココア調製品の関税割当てについて」（平成30年2月19日付け29国際第1044号関税割当公表第57号）、「平成30年度の環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく粉乳（チョコレート原料用）の関税割当てについて」（平成30年11月6日付け30国際第833号関税割当公表第TPP7号）、「平成30年度の環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく無糖ココア調製品（チョコ

チョコレート原料用)の関税割当てについて」(平成30年11月6日付け30国際第833号関税割当公表第TPP9号)、「平成30年度の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく無糖ココア調製品(チョコレート原料用)の関税割当てについて」(平成30年12月21日付け30国際第1011号関税割当公表第EU14号)及び「平成30年度の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく粉乳(チョコレート原料用)の関税割当てについて」(平成30年12月21日付け30国際第1011号関税割当公表第EU18号)により、平成30年度における割当実績を有する者であつて、申請時点において(1)から(6)までの書類の内容に変更のないものは、(1)から(6)までの書類の添付を必要としない。

- 4 この関税割当てにより割当てを受けたEU産無糖ココア調製品(チョコレート原料用)を、当該割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

なお、上記書類に加え、申請の際、別添の「申請に係る問合せ先」に記入して提出すること。

## 第7 割当基準

- 1 第4の1の(1)及び(2)に掲げる期間

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、本公表に基づき提出された書類に記載されたEU産無糖ココア調製品(チョコレート原料用)等の使用実績数量、使用計画数量等を勘案して得る国産粉乳の使用見込み数量(脱脂粉乳については、使用量を1.34で除した数量)に3を乗じて得られる数量を限度として定めるものとし、次のとおりとする。

- (1) 申請数量の総計が各期間の(第1の2に掲げる割当数量に対する)配分可能数量(上限)以下となる場合

申請数量を割り当てる。

- (2) 申請数量の総計が各期間の(第1の2に掲げる割当数量に対する)配分可能数量(上限)を超える場合

各期間の(第1の2に掲げる割当数量に対する)配分可能数量(上限)

を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じて算出した数量を割り当てる。

なお、1 申請者当たりの申請数量は、各期間の（第 1 の 2 に掲げる割当数量に対する）配分可能数量（上限）の範囲内であり、かつ、国産粉乳使用見込み数量に 3 を乗じて得られる数量を上限とする。

また、1 の (2) において算出された配分数量が 1 kg に満たない申請者に対する配分は行わない。

なお、配分数量の算出において生じた 1 kg に満たない端数は、これを切り捨てる。

## 第 8 配分結果の通知、関税割当証明書 of 交付及びその停止

1 関税割当証明書は、原則として各期間の最終日の翌日から起算して 15 日目に当たる日（行政機関の休日は算入しない、）までに交付するものとする。

なお、配分結果は、関税割当証明書の交付の日までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者ごとに配分された数量を連絡するものとする。

2 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- (1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- (2) 申請者が本公表に違反したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

## 第 9 公表

1 次に掲げる事項を当省ウェブサイト（(5) に掲げる事項については、経済産業公報及びビジネス短信を含む。）において定期的に公表する。

- (1) 配分された数量

- (2) 返納された数量
  - (3) 消化（割当）率（第1の2に掲げる割当数量に対する配分された数量）
  - (4) 再配分に供する数量
  - (5) 配分を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報（「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

#### 第10 報告

- 1 割当てを受けた者は、「平成30年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて」（平成30年3月9日付け29国際第1115号関税割当公表第69号）の第9に記載のある農林水産省食料産業局長が定める無糖ココア調製品の使用台帳等の様式に則りEU産無糖ココア調製品（チョコレート原料用）の使用台帳の写し等を、翌年度の4月10日までに第2に掲げる担当課に1部提出するものとする。
- 2 割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

#### 第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。
- 3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過

したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込むものとし、やむを得ず送付する場合は、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当て数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 4 令和元年度の割当てを受けた者のうち、同年度に配分を受けた全ての関税割当証明書によって確認された輸入通関数量の合計が、国産粉乳の使用実績数量に3を乗じて得られる数量を超過する場合は、翌々年度の割当てにおいて、本公表第8の2の(2)の「申請者が本公表に違反したとき」とみなす場合がある。
- 5 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

(別記様式)

農林水産省のホームページに掲載

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4/eu2019/eu2019kohyo.html>)